

高知県立消費生活センター
地域見守り情報



第218号

ネット広告に気をつけて！

「スマホでネットやSNSを閲覧中にあらわれた化粧品の広告をクリックして、販売業者のサイトに誘導された。広告内容を信用して購入を申し込んだが、広告内容と違っていた」などの相談が寄せられています。

私のイチオシ！
簡単に痩せたよ！



【事例】

・シミがなくなるという美容液の動画広告が SNS に表示され、広告内容を信用し注文した。使用してみたが広告のような効果は見られなかった。返金してほしい。

・動画配信サイトで流れてきた広告に、「全身脱毛月額2,980円、カウンセリング無料」とあったので、無料なら話だけ聞いてみようと思い、無料カウンセリングを申し込んだ。店に行くと個室に案内され、しつこく契約を勧められて、断り切れず100万円以上のローンを組んでしまった。支払えないので解約したい。

※その口コミは広告かも！

事業者が広告を目的にインフルエンサーに依頼した投稿などで、消費者が広告と認識できない広告（ステルスマーケティング、通称：ステマ）は、10月1日から「景品表示法」の規制対象となりました。



アドバイス

- ・品質や価格などの広告表示は、商品・サービスを自主的かつ合理的に選ぶ重要な基準です。実際よりもよく見せかけたり、実際よりもお得であると見せかける表示には注意しましょう。
- ・トラブルにあわないために、広告や口コミなどの情報はすぐうのみにせず、合理的な内容か、自分に必要な契約か冷静に判断しましょう。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。